

3. 政策提言

3-1 四日市の目指すべき都市像——「維持可能な社会」の四日市モデルを

(1) 維持可能な都市

今、先進資本主義国では都市再生が共通の課題となっている。それは次のような政治経済の変化による。すなわち経済のグローバル化、なかんずく中国やインドなどの発展途上国の経済の急成長から国際分業に変化が現れ、都市のあり方が変わらざるをえなくなったこと。それと不可分に産業構造が大量生産の工業から情報サービスや研究開発型の都市型産業構造に変化せざるをえなくなったこと。これとともに都市の地域構造に変化があらわれている。自動車社会の出現とともに郊外に拡散をしつつあった都市を文化・芸能・教育の充実している都心に住民がかえる傾向がうまれ、これまでのニュータウン政策から、都心再開発政策に変わり、コンパクトシティをつくりつつある。産業革命以来の工業化による都市の成長政策が大きく変わりつつあった時に、これにさらに大きな衝撃が生まれた。それは環境問題である。1992年の国連環境開発会議は、資源の限界とともに、温暖化ガスなどの地球環境の危機を明らかにし、今後の人類の共通目標を維持可能な発展とした。維持可能な発展は次のような維持可能な社会をつくることである。

- ① 平和を維持する。とくに核戦争を防止する
- ② 環境と資源を保全・再生し、地球を人間を含む生態系の環境として維持・保全すること
- ③ 絶対的貧困を克服して、社会的経済的な不公正を除去すること
- ④ 民主主義を国際的国内的に確立すること
- ⑤ 基本的人権と思想・表現の自由を達成し、多様な文化の共生を進める

このような社会の建設の中で当面するのは平和と環境の維持保全である。特に地球環境問題は緊急課題である。しかし市場原理で貿易と投資の自由化を進める世界貿易機構(WTO)はあるが、世界環境機構(WEOあるいはUNEO)や世界政府はない。このため国際的に維持可能な社会をつくることは難しい。しかし放置しては地球の危機は解決しない。そこでEUは1990年代から、足元から維持可能な社会をつくるために、維持可能な都市を作る政策を進めている。それは次のような政策の柱で進めている。

- ① 自然環境を維持・保全し、自然エネルギーなどの地域の資源を活用し、リサイクルを勧め、地域内完全循環社会をめざす。
- ② 環境基準を厳格にし、産業をグリーン化するように改造し、環境産業で雇用を確保する。
- ③ 自動車交通を抑制し、公共交通体系を発展させる。職住近接で、交通を出来るだけ節約する。
- ④ コンパクトな都市づくりをし、周辺農村の自然を維持し、地産地消で、都市と農村の共存を図る。

この維持可能な都市づくりはヨーロッパでは各地で見ることができる。日本の政府の都市再生は東京に見るように、依然として成長政策で、維持可能な都市づくりではないが、地方では完全循環社会をめざすような取り組みが始まっている。

(2) 四日市を維持可能な社会に

現状は維持可能な社会をめざすには多くの困難がある。個別の改革提言は次にゆずり、内外の維持可能な社会作りの経験から、必要な政策理念をのべる。

① 安全・安心の都市へ

四日市公害の最大の教訓は、何よりも市民の生命と健康という基本的人権を守ることを政策の第一の目標にすることであった。残念ながら産業廃棄物のようなストック公害について、県と市の環境政策の不作為や失敗が多すぎる。まだまだ四日市はリスク社会である。コンビナートが依然として租界のようで市民の管理が出来ていず、公災害の防止はコンビナートに任されている。東南海地震を考えると災害危険予想図を市民に示し、住宅の耐震対策など地震による被害の削減のために、あらゆる手段が用意されなければならないだろう。

② 水の都再生

欧米の海岸都市は海から見た景観が美しい。海から見た四日市の景観はコンクリートの壁、煙突とクレンである。白砂青松の海浜、水に映える快適な建築物、海の玄関口にふさわしいモニュメントなどどこにもない。これは日本の臨海都市の多くの状況だが海洋国家の名にふさわしくない。同時に海と海浜が市民の生活と切り離されている。産業革命以来工場や港湾施設に占有されていた欧米の臨海部は近年市民の生活空間として、商業施設、文化・学術施設に転換しつつある。サンフランシスコ、ボストンなどの大都市だけでなく、中小都市も水都再生が進んでいる。日本でも長崎や小樽のように港湾地区の商業・観光施設化が進んでいる。四日市の未来の最大の目標は市民の港町としての再生であろう。衰退しつつある都心の再生も港地域の改造と結びつけることができないか。コンビナートは余剰地を都市施設にする計画が今のところないが、最低限の政策として、市民が海岸に近付けるように遊歩道や魚釣り場を提供したらどうであろうか。

③ 内発的発展の産業政策へ

これまでの産業政策は国家の産業政策に依存して、企業誘致をして地域開発をしてきた。公害問題はその失敗を明らかにしたのだが、依然として四日市の産業政策は外来型開発であって、地域の産業の連関が進んでいない。維持可能な社会をめざすために、今後は投資や市場が地元に関連するような産業政策に転換しなければならない。産業構造が変化しコンビナートの性格が変わり始めているこの時期に、完全循環社会をめざす産業政策への転換が必要であろう。

④ 住民参加の自治体へ

四日市の行政の特徴は 24 行政区に自治会組織があり、公民館に地域市民センターを置いて、職員が常駐していることだ。公害が深刻な時には、塩浜の自治会の活躍で、被害者の救済制度をつくる活動が行われた。しかし、以後はコンビナートの災害防止や市政改革について積極的な運動はなくなっている。一般的に自治会組織は統治組織になっているといわれる。しかし、市内陸部の桜団地のように、新入住民の多い自治組織は独自の運動を

3. 政策提言

している。今後はこの自治会組織と 180 の NPO が個別要求でなく都市政策へ参加することになれば未来が開けてくるであろう。

3-2 環境再生・都市再生の課題

(1) 「公害のまち」から医療・保健・福祉の先進都市へ

① 高齢化の進む公害被害者の救済に向けて（2-2(1)参照）

○合併症に係る医療費の適切な補償を

近年、公害病の慢性化と患者の老齢化にともなう指定疾病以外の「合併症」について、指定疾病の寄与が完全に否定できないものについては、その治療に係わる医療費が公健制度で補償され、極力、患者負担が生じないような配慮が求められる。環境省はその点で公健制度の運用を見直すべきであるし、四日市市は従来の指定疾病の診療の範囲を超えるレセプトについて、診療報酬審査委員会での検討を通じて指定疾病に係わる合併症の範囲について実態を把握することが求められる。

○公害病患者に対する障害補償費——求められる合併症の重症度に対する考慮

その上で、公健制度の障害等級の見直しの診査の際には、指定疾病の重症度だけでなく、それに起因する合併症の重症度についても十分に参酌して、指定疾病の状態だけで障害等級が判断され、結果的に等級が下がるようなことがないよう考慮される必要がある。

○遺族への適切な補償を

また、公害被害者の高齢化に伴って公健制度による遺族補償が問題となるが、環境省は、認定患者死亡時の遺族補償に関する診査について、医学的にみて指定疾病との因果関係があるとみられる合併症による死因については、4段階の起因率の縛りをなくしていく方向で運用を見直すことが必要である。したがって認定審査会は、患者の現状に即して、指定疾病との因果関係において一定の蓋然性が認められるならば、「疑わしきは救済」をしていく姿勢が求められる。さらに、自治体の運営する認定審査会をより開かれた仕組みに改善することが必要である。

○求められる公害保健福祉事業の改善

現在、四日市市が行っている転地療養事業などにおいては、参加者が減少・固定化する傾向にある現状を踏まえ、患者が気軽に参加できる事業（たとえば、水泳教室など）の追加などの改善が必要である。また、保健師による家庭療養指導においては、患者の指定疾病の状況だけでなく、合併症の重症度もふまえた日常生活動作（ADL）の調査もできるよう、保健師の人員体制の強化が必要であろう。

② 公害を経験した地域ならではの先進的な福祉モデルの構築（2-4(2)参照）

○地域の医療水準の向上

公害地域において県立塩浜病院のような専門医療機関がなくなった今、公害病患者らが医療機関にかかりやすい療養環境を整えることは自治体（三重県、四日市市）の責任である。とくに高齢化の進む臨海部周辺地域では医療的ニーズは高まっていることから、公害

病患者の療養のためだけでなく、とくに高齢者に対するプライマリ・ケアの観点から地域の医療水準を向上させていくことは必須の課題である。

○福祉コミュニティの形成に向けて

公害病患者は、たとえ経済的にはある程度救済されたとしても、公害被害者が地域社会のなかで差別・偏見を受けることなく自由に、普通の自立生活が送れるようにするためには、やはりそれをサポートする福祉的視点からの対応が求められる。近年は認定患者も、指定疾病だけでなく合併症の影響もあって、医療的ニーズだけでなく、介護ニーズも抱えつつある。

また、医療的ニーズと介護ニーズの双方を抱えた高齢の認定患者に対応できる福祉・介護支援という観点では、大阪・西淀川公害患者と家族の会などによる独自の取り組みも参考になる。四日市においても、患者団体および支援者がこれらの事例に学び、医療関係者および福祉関係者との連携を図ることが重要である。こうした新しい支え合いのネットワークによるコミュニティ（福祉コミュニティ）を地域内に何層にも形成していくことで、高齢の認定患者のような医療も介護も必要な高齢者を地域内でしっかりと受けとめる仕組みがつけられる。

さらに、公害被害者や障害者が地域内で孤立することなく、住み慣れた場所で自由な自立生活が続けられる社会づくりをめざして、地域福祉の一層の推進が求められる。四日市では、各地区で「ふれあいいきいきサロン活動」なども始まっているが、まだ多くの高齢者にとってはその意義が浸透しているとは言いきれない。その背景には、地区社会福祉協議会と民生委員・児童委員協議会、そして自治会や行政（地区市民センター）の相互の情報共有や連携はいまだ十分ではないことが挙げられる。地域福祉の進展のためには、既存の組織間のヨコの連携も課題である。

(2) 健康で安全なまちづくり——環境保全と防災

① 繰り返される公害・環境破壊の根絶に向けて(2-1(2)参照)

○大気汚染公害対策に持続的な努力を

四日市公害の原点である大気汚染公害のうち硫黄酸化物に関しては、近年、一定の効果をあげている。しかし、窒素酸化物に関しては、国の環境基準は一応満たしているものの、三重県の定めた環境目標（年平均値 0.020ppm 以下）が達成できない地点もあり、今後も持続的な取り組みが必要である。

○大矢知産業廃棄物不法投棄問題等の根本的解決に向けて

近年、四日市公害は、廃棄物問題という、新たに形を替えた公害として発現している。その典型の1つは、日本最大規模の産業廃棄物不法投棄事件となった川越建材の大矢知産廃処理場問題である。現在、不法投棄現場では汚染拡大が懸念され、一刻も早い実態解明と対策が必要となっている。問題解決のためには、三重県は、①処分場周辺の徹底した環境汚染調査とデータ公開、②クサイものにフタ式の覆土・雨水排水対策ではなく、詳細な調査に基づく全量撤去命も含めた抜本的対策の検討、③川越建材と排出事業者への厳格な対処、④従来の三重県の対応の検証と産廃条例を含めた今後の不法投棄防止策等に早急に

3. 政策提言

取り組むべきである。また、①～④の過程で、県は、四日市市と周辺住民等に説明責任を十分果たすとともに綿密な協議を行う必要がある。

○石原産業フェロシルト不法投棄問題への抜本対策を

第2の典型は、石原産業のフェロシルト投棄問題である。石原産業はフェロシルトに認定外廃液を混入した罪で、廃棄物処理法違反により刑事告発されている。三重県は、石原産業に対し、①投棄フェロシルトの全量撤去と自社処理、②製造工程でフェロシルトの大量発生を生む硫酸法を廃棄物の少ない塩酸法に切り替えることを指導すべきである。また、フェロシルトをリサイクル製品として認定し、各地に土壌汚染を拡大させた県の責任も大きい。三重県は、リサイクル製品利用推進条例を抜本改革し、有害廃棄物の除外、厳格なチェック体制、罰則の強化を早急に図るべきである。

○有害無益な四日市ガス化溶融炉に対する抜本的対策を

四日市ガス化溶融炉はダイオキシン対策としての効果はほとんどなく、操業を続ければ周辺地域に汚染物質を排出し、赤字補填のため県や市町村からの財政投入が累積してゆくことになる。環境面から見ても経済面から見ても、操業を停止し各自治体による処理に戻した方が望ましいと考えられる。仮に操業を続けるとすれば、有害化学物質の排出量などについて、近隣住民代表者や近隣住民が推薦する専門家などを含んだ調査委員会を立ち上げ、継続的な調査と調査結果の完全公開を行うべきである。

○ストックとフローの環境リスクの回避のために

四日市市は2007年4月の中核市移行を目指していた。しかし、全国最悪事態で生じている上記2つの不法投棄問題は、中核市移行により産廃行政の権限と責任が移譲される同市にとって大きな負担となる。そのため、中核市への移行は中止され、2006年7月に「中核市移行後も三重県が責任を持つ」との確認書が県と市の間で調印された。しかし、この点は、三重県がどこまで責任を持つのか明らかにさせる必要がある。

一方、四日市市は、市域内のその他の廃棄物処分場等に関する全情報についても公開し、市民の意見を聞きながら、市として責任ある対応をとる必要がある。また、コンビナートから発生する化学物質によるフローの環境リスクもある。これらストック・フローの環境リスクについては、環境再生の観点から、情報公開と住民参加に基づき、行政と市民による協議と検討の場が設けられるべきである。

② コンビナート地域の災害環境の改善と住民本位の安全なまちづくり(2-3(3)参照)

○防災対策の前提となる「被害想定」を判定しやすいものに改善、公開する

災害防止対策の前提となる危険物施設等の「被害想定」は発生確率で表示されているが、これは防災対策を講じる指標としては実効性に乏しいので、防災対策を講じる上で容易に判定できる「被害想定」に改善すべきである。また、スロッシングによる石油等のタンクからの溢流危険性については、2005年4月からの新基準の経過期間中は、四日市コンビナートでも溢流危険性のあるタンク数が27基あることが指摘されている。東海・東南海・南海など大地震による被害想定をこうした判定しやすいものに改善するとともに、危険度に関する

る個別情報を開示していくことが緊急に求められている。

○特定事業所等の防災体制に対する公的機関の監督指導の強化と情報公開、住民参加

「特定事業所」(コンビナート企業)は、特定防災施設や自衛防災組織を設置する義務があるが、これに対する統括機関であるべき三重県などの監督・指導体制を強化する必要がある。特に、個別企業の裁量に任せられている地震計の設置や設置場所、設置個数、操業停止の判断基準、届出体制等については、企業とともに行政が責任をもって合意しうる客観的な基準づくりをし、またそれらの情報公開を進めるべきである。さらに、コンビナート各社で組織するコンビナート地域防災協議会については、三重県や四日市市はオブザーバー参加により情報提供や情報共有はしているものの、同協議会の情報公開と住民参加は認められていない。コンビナートの防災対策を実質化し、市民の防災意識を高め、市民・行政・企業間の防災連携を強化するためにも、協議会の情報開示と市民参加に途を開く必要がある。

○コンビナート遊休地等の活用による災害環境の改善と防災対策の推進

近年、四日市コンビナートの生産品目や企業間の結合に大きな変化が生じるなかで、部分的に遊休地・未利用地の発生がみられる。これらの未利用地を、これまでの悪化した災害環境を改善する「環境再生」の種地として位置づけ、活用していく。とりわけ、第1コンビナートの塩浜地区、第2コンビナートの午起地区では、人口流出と高齢化が進むもとの、コンビナート周辺地域の災害環境は一層悪化し、被害が発生・拡大しやすくなっている。四日市市は県とともに環境再生事業の中に防災対策を明確に位置づけ、ハード面の環境再生に緊急に取り組む必要がある。

○ソフト面での防災対策の推進

コンビナートから周辺市街地に災害が及んだ場合の災害対策は主に四日市市が主体となって取り組まなければならない。そのため、事前の対策として、コンビナート周辺住民と行政を含めた防災体制づくり(コンビナート地域防災協議会)の活動の強化が求められる。ことに、一部で取り組みは始めている地域の自主防災組織とコンビナート企業との合同防災訓練や住民団体と企業との防災協定の締結は、周辺住民とコンビナートとのかつてない防災連携の強化であり、今後一層拡充される必要がある。また、最大3万人以上と推定されるコンビナート周辺住民の迅速かつ適切な集団避難訓練の実施、高齢化が顕著なコンビナート周辺地域での要援護者支援体制づくり、避難防災体制の確立、防災教育と防災リーダーの育成などは、部分的に始まっている取り組みを全市的に拡大強化することが求められている。

(3) 地域内経済循環を創り出す——県・市の地域産業・経済政策の方向転換

① 三重県の地域産業政策を地域の持続的発展が可能なものに(2-2(2)参照)

○三重県の地域産業政策の根本的な出発点を変える

「企業立地こそが雇用と税収と地域発展の原点である」という従来からの地域産業政策の前提を見直す必要がある。地域における医療や健康の質、環境の維持可能性を実現する

3. 政策提言

地域政策を採り、そのために必要とされている科学技術（要素技術だけでなく社会的なシステムをコントロールする技術）を振興し、需要サイドの刺激を通じて地域的な産業集積を促進させるような地域産業政策が求められる。

○科学技術振興政策は本来の目的に立ち返るべき

三重県では、1995年に科学技術懇話会を設置し、県の8公設試験研究機関を一本化し、県レベルでの科学技術政策を進めてきた。しかし、その結果、RDFやガス化溶融炉、産業廃棄物の商品化（石原産業との共同研究）は、新たな環境を生み出すこととなった。「三重県科学技術振興ビジョン」（1999年）で謳われたように、「科学技術の成果を医療、福祉、安全・防災、産業、環境などの県民生活の各側面で活用し、安心で快適な県民生活、活力ある地域社会を実現する」本来の地域科学技術政策の目的に立ち返るべき。

○クリスタルバレー構想の枠組みを大企業中心から地元企業主体に転換する

大企業を中心的に支援している現在のクリスタルバレー構想の枠組みを転換し、地域で芽生え始めている地元中小・中堅企業の集団（クリスタルバレーでは地元資本のFPD関連企業が16社取り上げられ、三重県薬事工業会には26の地元事業が参加している）を中心に、産業間相互の協力関係を組織化し、そこに多様な外来立地企業が連動する産業集積を目指すべきである。

② 持続可能な四日市のために地域内経済循環を高める地域産業・経済政策を（2-2(3)参照）

○企業立地中心の地域産業・経済政策を転換する

四日市市の地域産業政策・経済政策も、これまで臨海部及び内陸工業団地への企業誘致を中心にしてきた。しかし、コンビナート企業をはじめとする法人製造業の経済的ウェイトの低下は顕著であり、しかも多くの環境問題、社会問題、地域的不均等発展等の問題を生み出してきている。したがって、今後の地域経済政策の主眼は、そこに住む人々の暮らしが成り立ち、自然とのかかわりあいにおいて、豊かで安全、安心な生活が維持されることにおかれるべきである。

○政策対象を少数の企業ではなく地域経済の圧倒的部分を担う中小企業・農家に広げる

四日市市の地域経済を担う経済主体の圧倒的部分を占めるのは中小企業と農家であり、それらを主たる政策対象に、経営体や家庭生活の再生産を持続可能にする施策の立案と展開が必要である。

○人々の暮らしと自然環境との共生が保障できる地域経済政策の構築

四日市市内では臨海部、中心部、山間部での人口減少と高齢化、内陸丘陵部における人口増加という形で、不均等発展が拡大してきている。同時に、市街地の上流に位置する山間部において急速に林地や農地が失われ、国土保全、環境保全の面からも、四日市市の持続可能性に支障を来たしつつある。山間部から臨海部にいたる多様な自然環境・資源の有機的結合をはかるとともに、高齢者が住みやすいバリアフリーのまちづくりを地域の建設

業とも連携をとりながらすすめていく必要がある。また、空き店舗を活用し、高齢者や交通弱者の生活支援のためのコミュニティビジネスへの支援も求められている。

○臨海・市街地と内陸・農林地帯との経済・資源循環の構築

戦後のコンビナートの拡大によって、内陸部の農林業と臨海部の工業地域との経済循環が断ち切られてしまい、上記のような不均等発展が拡大した。例えば、かつて植物油脂産業の原料として栽培されていた菜の花畑を再生し、油脂原料だけでなく、エネルギー抽出や肥料製造も含めた、新たな四日市方式の「菜の花プロジェクト」を組織化し、繰り広げることも一案である。

○地域内産業連関を強めるために、地元中小企業、農家等への支援制度を体系的に整備

楠町にある酒造メーカーである宮崎本店は、地域貢献を会社の経営指針として、実際に原材料や雇用の地域内調達を意識的に行っている。このような地域に根ざした中小企業のネットワークを構築することを政策的にも進めることが重要である。

○コンビナート企業や巨大企業分工場、大型店と地域経済のリンケージ強化

四日市地域経済においてそれなりの比重を占めているコンビナート企業や巨大企業分工場、大型店などと地域経済とのリンケージを強化する方策も必要である。八尾市や千葉県の中小企業振興基本条例では、大企業の役割を明確にして、地元中小企業の育成や地域づくりへの貢献を奨励する規定を盛り込んでいる。これら大企業分工場や大型店が、市外に移転する所得を地域内に還流する仕組みづくりが求められている。

○中心市街地の空洞化やニュータウンの老化に対応する福祉居住の狭域的なまちづくり

四日市市内では、中心市街地の空洞化、「ニュータウン」の「老化」にともなう福祉居住の狭域的なまちづくりの必要性が高まっている。高齢化の進行に対して、今から準備する必要があるといえる。そのためには、地域の個性に合わせた地域産業＝生活支援政策が展開できるような地域自治組織の充実が求められると同時に、自動車を使えない後期高齢者が増えてくることを念頭において、鉄軌道を活かした公共交通体系の整備と歩いて楽しいまちづくりを進める必要がある。

(4) 「都市」と「農村」の共生するまちづくり——四日市モデルの構築

① 「分散型広域」都市・四日市の都市改造に向けて（2-3, 2-5 等参照）

現在の四日市は「都市」計画と「農村」計画の両立という、二律背反的ともいえる課題を抱えている。とくに人口減段階を迎えようとしているいま、人口動態や高齢化の地域的不均等性が目立ってきており、とくに四日市市等の行政は臨海部、内陸部、農山村部の地域特性にあわせたきめ細かな政策づくりが必要である。

○「集積利益」のある都心・臨海部に定住民を呼び戻す構想を

旧くからの社会資本ストックのある都心・臨海部地区のアメニティを回復し、都心に人口を呼び戻し、定住市民を増やすための住宅・生活環境整備の総合的な再開発計画を持つ

3. 政策提言

こと。それは何よりも、中心市街地の空洞化、周縁部「ニュータウン」の高齢化に伴い、居住条件や買い物・福祉・医療等の生活支援機能の整った狭域的なまちづくり（＝歩いて暮らせるまちづくり）の必要性が高まっているからである。

○「港」を活かすまちづくり計画を推進する（2-3(2)(3), 2-5(1)参照）

歴史的に港を起点にして発展してきた四日市市が、現在の『総合計画』（1999）や『中心市街地活性化基本計画』（2001）等で示されている、四日市のアイデンティティとして、港を活かすまちづくりを行うという方針は共感できるが、そのためには活性化計画で示された「中心市街地の骨格形成」の考え方（＝中央通りを「シンボル軸」とし、それを東へ延伸して港と接続を図る構想）は、車社会の発想にとらわれておりを見直す必要がある。中心市街地を通過する車の流れを中心軸とするのではなく、既存の市街地が連なる旧港史跡から本町通り、諏訪新道を経て旧東海道から近鉄四日市に歩いて至る動線（いまは「環境軸」の位置づけ）こそ中心軸とすべきである。

○中心市街地・商店街活性化のために（2-3(3)参照）

中心市街地内に存在する空き店舗・空き地の有効活用が必要であり、そのための土地利用の誘導ないし規制には個々の物件に対する点的規制では不十分で、面的な規制とそのための将来的な中心商業地の明確なビジョンを立てること。また、意欲的に営業を続けている既存の商業者に対する積極的な支援をして行く必要があり、たとえば都心のにぎわいの創出に実績を上げている「すわ公園交流館」への、商業者の能動的な関わりを促進する取り組みを強化する必要がある（例えば、商店街の売り出しと連動したイベント企画等）。

また中心市街地だけでなく、市内全域における「日常生活支援商業機能」の充実・強化を図り、地域ごとの商業機能を充実する。そのために大型店の郊外出店規制はもとより主要幹線沿いの無秩序な開発を抑制する。

○共同生活空間として重要な農村域の産業環境や景観の維持・保全を（2-3(1)参照）

「四日市市都市計画マスタープラン」（2002）では、市域を大きく「都市活用ゾーン」と西部丘陵部の後背地農村地区を含む「自然共生ゾーン」とに区分した。このような発想を生かすためにも、区域区分（＝市街化区域や調整区域の線引き）や土地利用の都市計画規制を厳密に行い、産業廃棄物の不法投棄や道路沿道の無秩序な商業施設立地等の抜け駆け的利用、新たな工業団地・宅地開発などの独占的利用を許さず、西部に広がる農村域の農業的土地利用と自然環境・景観の維持・保全のための具体的な施策を推進する。またとくに農業的土地利用維持・保全のためには、高齢化の進行している農業者の後継・担い手を育成する農業政策や労働政策との「政策統合」の視点が重要である。

○地域個性に合わせた「コンパクト・タウン」づくりをめざす

「分散型広域」都市となった四日市は、臨海部・都心や西部丘陵部、後背農山村など地域的多様性・不均等性が顕著であり、それぞれの地域特性や個性に合わせた「町づくり」・「村づくり」が重要である。したがって、「日常生活がある程度可能となるような自律性」をもち「わがまち意識の持てる地域」で、住民自らが、自然、歴史、文化を大切にすま

ちづくりによって安全・安心・アメニティのある生活圏（＝いわゆる「コンパクト・タウン」）を築いて行くことが望ましい。その意味では、いま四日市市が進めている「都市計画マスタープラン」の「地域・地区構想づくり」推進の意義は大きい、必ずしもその意義が市民に浸透し、かつ十分な成果をあげているとはいえない。したがって当面行政側から、地域の住民構成や特質にきめ細かい配慮をしつつ、当面は市民の能動的なまちづくりへの参加を促す仕掛けや支援システム（例えば「まちづくりスタッフ」の派遣等）を用意する必要がある。

四日市が「維持可能な都市」として発展する展望は、さらにこうした個性豊かでふれあいに満ちた自律的な生活圏を土台として、それらが相互に連携・交流し、かつ重層的なネットワークを形成するという基礎づくりから拓けるであろう。

② 都市内分権と「地域自治組織」制度の創設による住民自治の強化（2-5(1)(5),2-6 参照）

「中核市」のような規模をもつ都市が、地域個性に合わせた「コンパクト・タウン」づくりをさらに抜本的に推進するためには、まちづくりの主体形成という意味からも、その制度整備として都市内分権と「地域自治組織」（新地方自治法による「地域自治区」）の導入を検討すべきである。その場合、合併で創設された楠総合支所の改組と、市内23カ所の「地区市民センター」の抜本的な改組・権限拡充を当面の取っ掛かりとし、まちづくり・都市計画、地域福祉さらには地域振興（産業施策）等の権限を移譲し、さらには「まちづくり予算」も移すことを検討する。また地域自治区の審議機関である「地域協議会」（法令上は首長の任命制で意見聴取機関）も、新潟県上越市の取り組みのように「準公選制」導入等も検討し、住民参加制度を強化する必要がある。

③ 「FECの地域内自給自足権（圏）」の形成による都市・農村共生モデルの追求

中核市は準「大都市」制度であるが、平成の市町村合併で出来た大都市（＝広域行政体）の多くは、その範域に「都市」と「農村」を包含・混在している。地球環境問題や資源・食糧問題現実化してきている今日、国際的・国内的に都市と農村の連携・交流あるいは共生のあり方を問い直すことはますます重要な課題となっている。そのためには足もとの地域から、少なくとも食糧（food）、エネルギー（energy）、人を慈しむ（広い意味でのケア＝care）、すなわちFECの地域内自給自足権（圏）の確立が必要であり、都市と農村の共生のあり方を構想する必要があるが、「分散型広域」中核都市・四日市こそ、その先進モデルを目指すべきである。

「日常、安易に叫ばれる国際化とか国際分業論とは逆に、こと少なくとも食糧、エネルギー、人間関係（広い意味でのケア）に関して、地域内に自給自足圏を形成していくことが、真の国民的自立を果たす道であり、それがまた生きつづける地球、持続する世界へと軌道修正するための正道であり近道である」

（内橋克人〔2003〕『もうひとつの日本は可能だ』光文社、12-13頁より）

3. 政策提言

(5) 行政は独自にコンビナート・臨海部の総合政策を持つ (2-5, 2-3(1)(2)参照)

四日市石油化学コンビナートの建設は国策を契機として始まり、その後は玉突き的・なし崩し的に海岸を埋め立て拡大してきたため、後発の拠点開発方式に基づく新産業都市建設等が展開された地域開発地域と異なり、今日まで三重県や四日市市あるいは四日市港管理組合のどこも、自らが開発主体・責任主体であるという認識をはっきり持ってこなかった。今後行政は、コンビナートに関して、企業の動向・実態についてもまた地域空間的にも与件であり、ブラックボックスになっている、という状況を改善する必要がある。

① 四日市市はコンビナート開発の責任主体としての政策を持つこと (2-5 参照)

四日市の都市形成の歴史を、戦前から始まる「大四日市構想」の系譜や戦後開発の経緯に遡ってみれば、市は基本的にコンビナート形成の開発主体として大きな責任を負う。また今後、中核市に移行すれば、廃棄物・環境行政、都市計画行政等多くの権限を県から移譲される。したがって、今後のコンビナート対策や環境再生事業に関して一次的な責任主体としての自覚のもとに、行政として取り組むべき課題と体制の強化を図るべきである。

○四日市コンビナート・臨海部地区の現状と計画等の実態把握と情報公開 (2-5(1)参照)

先ず必要な課題は、企業との意思疎通をはかりその協力も得ながら、主体性を持ってコンビナート企業の実態・動向や臨海部・港湾等の現状と課題について総合的に実態を把握し、毎年度年次報告書のとおり住民に情報公開をすることである。その内容は、例えば①沿革(含む:工業統計)、②工業立地上の環境・立地条件の特性、③立地条件の現状及び整備計画、④生活環境の現状及び整備計画、⑤環境保全対策、⑥防災対策、⑦企業の現状と計画、⑧海事官庁の現況、etc(以上は、岡山県産業労働部『水島臨海工業地帯の現状』毎年度版、を参考にした例示)が考えられる。

○コンビナート企業・臨海部地域における遊休地・未利用地の実態把握と環境再生まちづくり事業への利用転換を (2-3(2)参照)

コンビナート企業の再編・事業転換等に伴う未定利用地の実態の独自把握に努め、それらを都市の維持可能性を高めるリソース(資源・資産)として位置づけ、市民に水辺を取り戻す自然・環境再生型事業を、主体性を持って計画し推進すべきである。またそうした事業には、計画段階から市民参加の下に市民・NPO・企業・行政の協働のもとに進める必要がある。またこの種の構想は、今も継続している四日市港湾の浚渫土壌や産業廃棄物の埋立事業等に関しても必要であり、こうした埋め立て用地の緑化事業や菜の花畑にすることなどを通して公園化する構想も考えられてよい。

○市独自にもコンビナート防災対策に取り組むこと (2-3(4)参照)

コンビナートに関する災害や震災等の防災行政は、基本的に県の役割ではあるが、都市再生には防災の観点も欠かせない。したがって、一部の地域で取り組みが始まっている地域の自主防災組織とコンビナート企業との防災訓練、防災に関する住民・企業との協議の動きを一層強化・普及する取り組みを独自に行うこと。またこのような動向を基礎に、特別防災区域協議会への行政・住民の関与を強め、情報公開と情報共有に努める必要がある。

② 四日市港管理組合のあり方と「沿岸域」のまちづくり視点の導入を（2-5(4)参照）

四日市港は工業港湾という位置づけから、市民に海辺を解放すること出来なくなったが、今後は港湾区域と臨港区域を合わせた「沿岸域」（水際線は挟み海と陸にまたがり、一体的にあつかわれるべき空間）という視点で考え、港湾計画及び都市計画を総合的に検討・立案し、まちづくり・生活空間として位置づけし直す必要がある。したがって、四日市市は財政負担問題から、今日では四日市港管理組合を重荷に感じているようであるが、今後とも港湾への四日市市の実質的関与を弱めるべきではない。

③ 高松海岸・干潟の自然環境保全を（2-3(2)参照）

伊勢湾北部・四日市地域でわずかに残された貴重な自然海岸である高松海岸・干潟（三重郡川越町）が、この海岸沿いをルートとする臨港道路霞4号幹線道路建設計画の進捗によって危機に瀕している。高松干潟は藤前干潟と並ぶ野鳥の宝庫（＝「兄弟干潟」）であり、また近年ウミガメの産卵地になっていることも確認された。四日市の環境再生・都市再生のシンボルとしても、この里海（さとうみ）の環境破壊を許すべきではない。地元住民はこの計画に反対し、またこの干潟を楽しみ保全する取り組みを日常的に進めている。多くの市民がこの干潟保存の取り組みの意義を理解し、幹線道路建設の是非や計画変更案等を改めて問い直す取り組みに参加することが求められている。

(6) 「都市・環境再生基金」の構想（2-5(2)参照）

① 「都市・環境再生基金」創設の提唱

四日市市が「環境再生を通じた都市再生」事業の取り組みを具体的に展開していくためには、その費用負担と資金・財源措置が具体的に構想されねばならない。その中核となる新しい財政制度として、「都市・環境再生基金」の創設を提唱したい。

この「都市・環境再生基金」は、四日市市の「環境再生」事業のための特別目的基金であり、その全体像は大きく①財源、②運用体制、③事業、の3つに分けられる。

○財源： コンビナート企業に対する超過課税・事業所税・産業廃棄物税

【コンビナート企業に対する超過課税】 固定資産税・都市計画税の不均一課税の根拠や法定外目的税は、地方税法上「応益原則」が想定されていること（前者）や、説得性のある課税ベースを設定することの困難性（後者）はあるが、ここでは固定資産税・法人住民税の超過税率を実施し、その際にコンビナート企業以外からの税收部分については減免することにより、実質的にコンビナート企業に超過課税を行う方式が考えられる。そして、そこから徴収される税を目的税的に使用するため、それらを「都市・環境再生基金」に組み入れて、コンビナート対策・臨海部再生を含めた「環境再生」のための支出を行う。

【事業所税】 人口30万人を越えた四日市市は、事業所税の課税が可能になり、将来的には30億円（現在の市税収入の5%に相当）の増収が見込まれる。この税の課税目的は、四日市市の「環境再生」とも符合する分野が多く、また四日市市における新しい都市づくりへ向けた税目として位置づけることも可能であることから、事業所税の財源も「都市・環境再生基金」へ組み込む。

3. 政策提言

【法定外目的税としての産業廃棄物税の創設】 中核市移行にともなって三重県が実施してきた産業廃棄物税を法定外目的税として導入し、「都市・環境再生基金」に組み入れることによって、「環境再生」事業のための財源とする。その場合に必要であれば、本税による財源を「環境再生」事業の中の産業廃棄物処理関連事業に限定して活用することを明示すればよい。このような措置は、廃棄物処理分野が「環境再生」事業の重要な対象として想定されることから、合理的な制度設計であると考えてよい。

○運用・事業体制

総合的な観点から「環境再生」事業についての政策立案・実施・調整を行うための新しい総合調整組織の設置（例えば、市長直属の、あるいは最低でも現「経営企画部」内に、政策・事業部局等の政策スタッフからなる各部横断的な「都市再生本部」等）も検討されるべきであろう。ここで中長期的な都市再生計画を立て、かつ毎年度予算化・事業推進・事業評価・見直し等を行う。

また「環境再生」には、市民自治が不可欠であるという認識の下に、都市内分権を推進することを市の基本的な方針として、例えば市民に身近な範囲に設置されている地区市民センター（市内23ヶ所）を「都市再生」の拠点とし、「環境再生」事業の委託を行う。その際には、地区市民センターの自治機能を高めると同時に、将来的には先に提案された権限と財源を実質的に委譲する都市内分権モデルの制度設計を進めていくべきであろう。

② 四日市市の「環境再生」へ向けた自治体経営モデルの意義

現在の政府の経済財政運営の中心は「成長」におかれ、環境政策についても環境税等の有効性のある施策について看過されており、また「頑張る地方応援プログラム」など財政原則から逸脱した「改革」も行われている。このような中で、四日市市が「環境再生」を図り、地域から安全・安心で快適な「維持可能な都市」を構築する試みは、社会的にきわめて大きな意義がある。ここで示したような「都市・環境再生基金」を軸として、自治体の行財政運営の方向性を規定していくことは、そのための第一歩となるであろう。

3-3 都市再生事業と主体形成——「都市自治」の確立を目指して

戦後日本の経験では、公害反対の住民世論と運動が、公害裁判と自治体改革を通して環境政策を前進させてきた力であったことが教訓である。環境再生まちづくりの取り組みは、これまでの提言に明らかなように、その多くの点で行政の取り組みが必要とされる。しかしその場合でも、都市のアメニティ＝環境保全を求める住民・市民の世論と運動があり、都市自治を求める市民の主体的な取り組みと行政への住民参加がなければ進まないであろう。以下では、まず一般的に四日市地域の住民自治確立への主体形成への期待とまちづくり主体の形成について呼びかけたい（2-6(1)、2-6(2)参照）。

(1) 都市自治の確立とコミュニティの再生

① 市民参加の拡充を

四日市市では、全般的に市民参加が進んでいるとはいえない。むしろ、自治会が、地域のまちづくりに係わるさまざまな意思決定に関与し、住民の意見や要求をまとめ、それら

を行政施策に反映させていく橋渡しの機能をも果たすなど、地域統治機構の一角として重要な役割を果たしてきた。先進的な自治体では、東京都三鷹市のように、総合計画の基本計画を、約 400 人の住民が参加して、白紙からつくった自治体もある。四日市市でも、より積極的な市民参加拡充の方策を考えるべきである。

その点でいま、新しい自治会運営の萌芽も生まれている。たとえば、内陸部の自治会では、自治会運営をすべてオープンにする運営が行われているところもある。今後、四日市においては、団塊の臨海部企業労働者が大量に退職してくるため、そうした地域社会に戻ってきた専門的技術者等が、市民として新しい感覚と専門知識をもって自治会運営などで活躍できるようにすることが重要であろう。

② 住民がつくる地区別計画を

四日市市では、都市マスタープランの地区別計画策定時に、橋北地区で、地域有志のまちづくり会である橋北まちづくり会が、2005年に、『橋北地区まちづくり構想』を市長に提出した。このような取り組みを、時間をかけながら、各地域でも自治会やNPO組織、あるいは色々なレベルの人々の力で進めていく必要がある。

その点でもいま四日市では極めて数多くのNPOが叢生しているという状況にあり、それらも含め様々な市民活動団体が存在している。全国的にみてもユニークな活動を行っている団体もあり、コミュニティビジネスの事例として紹介されているものもある。また、ごく最近発足した「四日市NPOセクター会議」のように、NPOセクターの力量と影響力の向上を目指す取り組みもある。これらNPOが、今後さらにまちづくりの計画づくりに取り組むことが期待される。またその一つの拠点として、市民に身近な範囲（市内23ヶ所）に設置されている地区市民センターをうまく活用すべきであろう。

③ 住民の活動を横につなげる工夫を

これらの他にも、ガス化溶融炉問題を巡っては、「みどりと環境を守る四日市市民の会」が結成され反対運動が行われた。また、スーパー中樞港湾によって計画された霞4号幹線の整備に対して、「高松干潟を守ろう会」・「川越町自然と環境を思う会」による干潟保全の動きもみられる。今後、自治会における新しい動きをはじめ、NPOや環境保全の住民運動を横につなげて、市民参加を拡充していくべきである。

(2) 「四日市まちづくり市民会議」の意義と期待

四日市の環境再生・都市再生事業のかかえる大きな困難は、80年代に大気汚染訴訟を提起し、勝訴・和解を勝ち取ってきた西淀川や川崎・水島などと違って、被害者・住民の側からまちづくりの主体が形成され、運動が展開されてこなかったことにある。しかしいま、三年間に及ぶ「四日市環境再生まちづくり検討委員会」の取り組みの成果として、「四日市まちづくり市民会議」が発足する運びとなったことは重要な意義がある。

① まちづくりの総合的な「政策統合」の要に

「四日市まちづくり市民会議」は、いま数多く四日市に生まれて来ている福祉・環境・まちづくりに関わるNPO・NGOの組織や市民に積極的に呼びかけて、「総合的なまちづ

3. 政策提言

くり」への「政策統合」の提言と取り組みを行う要となる活動が期待されている。

またとくに、いま四日市地域で高松干潟の自然保全運動や産業廃棄物・ガス化熔融炉問題等に取り組んでいる住民運動組織、自治会等の諸団体との連携・支援活動を強めること。

② 行政・経済団体（四日市商工会議所）・企業へ恒常的に働きかけ、協働のまちづくり活動に取り組む

四日市の環境再生・都市再生には、市民の主体的な取り組みを基礎として、四日市市・三重県等の行政との協働の取り組みが不可欠であり、さらにはコンビナート企業の理解と協力を求めることも必要である。そのために、かつての訴訟の成果として得た企業との諸々の協定（例えば「工場立ち入り権」など）を再検証して、今日的に環境再生への協働の取り組みに活かす手段・方途等がないかも検討する。

また行政にとって与件であり「白地」地域である臨海部・立地企業と、これまで節目毎に行政と結びつける媒介項の役割を果たしてきたのは四日市商工会議所であった（例えば、石油危機後の80年代半ばの活性化推進対策＝工場立地法の緑化規定の弾力的運用、そして最近の「再生特区」問題での最初のイニシアティブ）。したがって、今後の四日市の環境再生・都市再生事業には四日市商工会議所を始めとする地元経済団体との協働・連携を働きかけることも大切であろう。

③ 既存の労働者組織・諸団体との協働と協力

戦後日本の公害問題の重大性を初めて全国に知らせ、その後の公害反対の住民運動のきっかけをつくったのは、三重県自治労が勇気をもって四日市公害の実態と原因を調査し公開したことからである。その後も四日市市職員労働組合などは、四日市の公害裁判やその後の被害者の運動を支援する力となったし、また四日市の学校教育において先進的な「公害・環境教育」の実践をしてきたのは三重県教職員組合に結集した先生達でもあった。その後の経緯のなかで、行政やかつて公害問題に取り組んだ人々によって意識的にか流布されてきた「四日市公害」は終わったとする風潮と、その結果としての公害被害者の「社会的孤立」という現実に対し、改めて四日市における環境再生・都市再生を進める重要な力となるのは、こうした労働者組織の研究活動とまちづくり活動への積極的参加であり、その目的意識的・持続的な取り組みの強化が期待される。

④ 全国に、そして世界に開かれた運動と取り組みを

四日市の環境再生・都市再生事業の意義は、単なる地元の問題にとどまるのではない。目下、川崎や水島など先進的な取り組みをしている地域にとどまらず、四日市での成否は、公害訴訟やその他の運動・取り組みが必ずしも大きく展開されてこなかった大分・堺泉北等、その他のコンビナート地域の住民や行政に大きな励ましと勇気を与える先進的な取り組みとしての意義をもつであろう。したがって、「まちづくり市民会議」の都市再生事業は、四日市や三重県内といった地域内での内向きの取り組みに終始することなく、先進的な西淀川・川崎・水島・尼崎・名古屋南部等での環境再生・都市再生事業の取り組みに、真摯に学びかつ連携・交流し、全国に、さらにはアジアに世界に、その教訓と情報を公開して行く使命を担ったものであることを自覚すべきであろう。

その意味で、3カ年にも及ぶ「四日市環境再生まちづくり検討委員会」の取り組みには、地元縁もなく四日市公害も資料文献でしか知ることのなかった中堅・若手の研究者達が、日本環境会議から数多く参加し、実地に公害被害者やその運動を支えてきた人々との交流を深め、かつ地元での生の資料等を発掘するなど、学際的な調査研究に意欲的に取り組んだ。この取り組みは、過去において幾度となく提起されながら、四日市で果たせなかった課題に初めて応える画期的な取り組みであったと言える。「四日市まちづくり市民会議」は、今後、この『提言』を活かした学習活動やまちづくり運動に取り組む上で、日本最大の環境 NGO である「日本環境会議」に集う若い世代の研究者達との交流を大切にし、その力も活かして行くことが求められている。

(3) 環境学習と環境教育——真の「四日市学」の構築を目指して

かつての四日市公害問題を生身の体験として知ることのない若い世代が、市民の多数を占めるようになった現在、四日市の環境再生・都市再生事業の成否を決めるのは、結局のところ、高い知的・文化水準や自治能力を育む教育である。

四日市では、ようやく 90 年代後半から新世紀に入って、徐々にではあれ社会教育としての環境教育に力を入れてきており、また公害経験をアジアに伝えるとする（財）国際環境技術移転研究センター（ICETT）の設立や、地元の大学等で「四日市学」の提唱も生まれている。しかし、まだ義務教育等の学校教育では、かつて取り組まれた環境教育の、その後の後退は正されてはおらず、多くは現場の教員の良心的・自主的な取り組みに任されている（2-1(3)参照）。

① 「公害を知らない世代」に四日市公害とその教訓を伝承する「語り部」の育成を

四日市市は、義務教育の場における「郷土の学習」で、80 年代初頭までのように、公害問題の歴史と教訓をしっかりと学習させるべきである。そのためには、現在現場の教員の自発的な努力に委ねられている副読本・学習テキストの編纂などや（例えば、三重県人権センター『四日市公害と人権～忘れないように～』2004 等参照）、教員の若い教員の研修等を市の方針として位置づけ実施して行く必要がある。

また、これまでのように公害被害者やその支援者など、ごく限られた少数の「語り部」の善意にひたすら依存するのではなく、それらの人々からこれまでも提案されているように、市の教育委員会や環境保全課に、教員、患者、コンビナート企業退職者、住民運動家等の人々に呼びかけて「語り部ボランティア」登録制などを創設し、四日市公害を語りつぐ若い「語り部」を育成して行く施策に取り組むべきである。

② 真の「四日市学」の確立を

「水俣学」の立ち上げの必要を説く原田正純は、「水俣学は、水俣病の医学的な知識を学ぶための水俣病学ではない」（原田正純「水俣のかかえる再生の困難性——水俣病の歴史と現実から」、寺西俊一・西村幸夫編『地域再生の環境学』2006 参照）とのべ、公害被害者を多数生みだし、地域の「環境的豊かさ」を剥奪してきたケースでは、「長きにわたる被害者の人権侵害からの回復」という基本的な視点に基づくべきことを厳しく指摘している。この指摘は、いうまでもなく四日市公害にも同じく強調されねばならない。これま

3. 政策提言

で公害経験都市として、四日市等の地元からの情報発信レベルは、健康被害救済制度や硫酸化物の総量規制、脱硫装置等の防止技術の伝承といった、対症療法的な知識・技術の枠内にとどまってきた。いま四日市から、環境教育の要として「四日市学」を確立するとすれば、少なくとも以下の内容を含むものとして構築されるべきである。

一つは、公害問題は被害に始まり、その全面的救済と健康等の復元がなければ完結しない。四日市公害被害の実態は本当に完全に解明されたのか、とりわけ健康被害者の人権は回復されているのか、その正確な実態把握・公開にたつて全面救済政策を求める視点が欠かせないはずである。

二つには、公害は政治経済等の社会システムの問題でもある。したがって、もし四日市で大気汚染等の公害問題が克服されたとしても、それは公害防止技術を発展させた力の源泉が、住民の運動や世論の力のもとで司法（公害裁判）や地方自治運動にあったという、人権と民主主義が認められた戦後日本の政治経済システムの教訓も、正しく伝承される必要があるだろう。

三つには、四日市公害判決の意義を踏まえれば、真の四日市学は狭義の公害・環境問題にとどまるのではなく、地域や都市全体の開発や都市形成史の視点からも総括し、環境再生・都市再生までも展望するものでなければならないだろう。四日市での環境教育はこうした都市・地域計画への知的参加も求められているのである。

今回の地元四日市の市民・研究者・諸団体と日本環境会議とが協働した、「四日市環境再生まちづくり検討委員会」の取り組みとその研究の成果であるこの『政策提言報告書』が、真の「四日市学」の構築への取り組みの一里塚となることを期待するとともに、ここで示された幾つかの診断と処方箋とが、地元四日市の市民や行政の方々が、具体的に都市再生への一歩を歩み出す出発点となれば、この報告書作成に携わったすべてのものにとって、この上ない喜びである。

関連報告書・文献一覧

(1) 部会報告書

① 地域経済部会報告書〔2007〕

- | | | |
|-----|--|------|
| 第1章 | 四日市地域経済の持続可能性と政策的課題 | 岡田知弘 |
| 第2章 | 四日市石油化学コンビナートの再編
——企業戦略の中での四日市のポジショニングの視角から | 富樫幸一 |
| 第3章 | 三重県・四日市の産業構造と産業政策
——企業頂点型地域イノベーションシステムの検証 | 佐無田光 |
| 第4章 | 地域産業の「再生」と防災
——四日市石油コンビナートにおける「構造改革特区」 | 神長唯 |
| 第5章 | 中心商業地の再生とまちづくり | 豊福裕二 |

② 地域計画・行財政部会報告書〔2007〕

- | | | |
|-----|--------------------------------------|-------|
| 第1章 | 四日市公害と都市計画 | 波多野憲男 |
| 第2章 | 四日市臨海部のリスク管理
——石油コンビナート災害対策の行財政問題 | 宮入興一 |
| 第3章 | 四日市市財政と都市政策 | 森裕之 |
| 第4章 | 四日市市における『ポスト公害判決』の政治行政史 | 進藤兵 |
| 第5章 | 計画と行革と財政 | 山田明 |
| 第6章 | 中核市移行問題の現状と課題 | 柏原誠 |
| 第7章 | 四日市港の現状と課題 | 桑原武志 |
| 第8章 | 四日市臨海部の物流と道路計画 | 森田優己 |
| 第9章 | 四日市市の『地域社会づくり』の展開 | 栗本裕見 |

③ 環境政策部会報告書〔2007〕

(東京経済大学学術研究センター ワーキング・ペーパー・シリーズ 2007-E-01

『三重県四日市市の公害・環境問題と自治体環境政策に関する調査報告書』として刊行)

- | | | |
|-----|---|-----------|
| 第1章 | 四日市公害をめぐる「自治体環境政策」
——1960～70年代の Sox 排出規制と都市改造による
大気汚染公害対策を中心に | 除本理史 |
| 第2章 | 石原産業のフェロシルト不法投棄事件 | 畑明郎 |
| 第3章 | 四日市大矢知における産業廃棄物不法投棄問題 | 高山進 |
| 第4章 | 三重県の一般廃棄物処理の問題点と課題
——四日市ガス化溶融炉問題を中心に | 米屋倍夫 |
| 第5章 | 三重県と四日市市における化学物質排出状況
——PRTR データによる検討 | 山下英俊・除本理史 |
| 第6章 | 三重県の産業廃棄物最終処分量減少要因に関する予備的分析
——産業廃棄物税導入後の動向把握のために | 山下英俊・除本理史 |

④ 社会関係部会報告書【1】〔2006〕

(東京経済大学学術研究センター ワーキング・ペーパー・シリーズ 2006-E-01

『四日市公害被害者の現在に関する調査報告書』として刊行)

第1章 四日市公害における「解決」過程の問題点	除本理史
第2章 公害被害者の現在と社会的孤立	
——四日市公害における被害構造と被害放置	藤川賢
第3章 四日市公害における健康被害と社会的被害	
——ものを言わない患者たち	堀畑まなみ
第4章 公害病の慢性化による疾病構造の変化と高齢化の影響	尾崎寛直
第5章 四日市公害における地域住民組織と地域福祉活動	
——四日市公害とのかかわりを一つの視点に	尾崎寛直

⑤ 社会関係部会報告書【2】〔2007〕

(東京経済大学学術研究センター ワーキング・ペーパー・シリーズ 2007-E-02

『四日市の公害・災害問題に関する社会的・教育学的研究調査報告書』として刊行)

第1章 疾病構造の変化と公害健康被害補償制度	
——遺族補償の問題を中心に	尾崎寛直
第2章 四日市公害の「解決」過程と被害構造	
——主に公害訴訟判決後の推移について	除本理史
第3章 四日市の公害教育——1964年～1974年	土井妙子
第4章 四日市臨海部コンビナートと災害の重層化	
——住民の「安全・安心」をめぐる	神長唯
第5章 四日市内陸部における地域住民組織と主体形成	尾崎寛直

(2) その他文献

- ・ 神長唯〔2007〕「地域産業の『再生』と防災：四日市石油コンビナートにおける『構造改革特区』」東京市政調査会リサーチペーパーシリーズ No.2
- ・ 神長唯〔2007〕「四日市コンビナートと住民の災害不安：磯津地域でのインタビューから」船橋晴俊・平岡義和・平林祐子・藤川賢（編）『日本及びアジア・太平洋地域における環境問題と環境問題の理論と調査史の総合的研究』（2003-2006年度科学研究費補助金研究成果報告書、研究代表＝帆足養右，課題番号 1533011），pp.71-88
- ・ 佐無田光〔2007〕「三重県・四日市の産業構造と産業政策 ～企業頂点型地域イノベーションシステムの検証」金沢大学経済学会『金沢大学経済論集』第42号
- ・ 土井妙子〔2006〕「高度経済成長期の四日市における公害教育の展開」『子どもと自然学会誌』，pp.1-15
- ・ 土井妙子〔2007〕「高度経済成長期の四日市市立教育研究所による公害教育研究」船橋晴俊・平岡義和・平林祐子・藤川賢（編）『日本及びアジア・太平洋地域における環境問題と環境問題の理論と調査史の総合的研究』（2003-2006年度科学研究費補助金研究成果報告書、研究代表＝帆足養右，課題番号 1533011），pp.313-325

- ・ 土井妙子〔2007〕「『公害トマレ』解説」公害を記録する会『四日市公害 市民運動記録集』第1巻，日本図書センター，pp.9-22
- ・ 土井妙子〔2007〕「四日市公害」法政大学社会学部船橋晴俊研究室『環境総合年表（1976－2005）準備資料2 トピック別年表』，pp.9-10
- ・ 宮入興一〔2007〕「石油コンビナート災害対策の問題点と課題——四日市石油コンビナートを中心として」『愛知大学中部地方産業研究所ワーキング・ペーパー 2007』
- ・ 除本理史〔2007〕「公害問題の『解決』過程と被害論——公害訴訟判決後の四日市を事例として」『環境と公害』36巻3号，pp.28-34

執筆者一覧

(所属は原稿執筆時)

遠藤 宏一	(えんどう ひろいち)	南山大学総合政策学部教授
岡田 知弘	(おかだ ともひろ)	京都大学大学院経済学研究科教授
尾崎 寛直	(おざき ひろなお)	東京経済大学経済学部専任講師
柏原 誠	(かしはら まこと)	大阪経済大学経済学部講師
神長 唯	(かみなが ゆい)	(財) 東京市政調査会研究部 研究員
栗本 裕見	(くりもと ゆみ)	京都府立大学福祉社会学部非常勤講師
桑原 武志	(くわはら たけし)	大阪経済大学経済学部准教授
米屋 倍夫	(こめや ますお)	元化学会社技術担当役員
佐無田 光	(さむた ひかる)	金沢大学経済学部准教授
進藤 兵	(しんどう ひょう)	都留文科大学文学部教授
高山 進	(たかやま すすむ)	三重大学大学院生物資源学研究科教授
寺西 俊一	(てらにし しゅんいち)	一橋大学大学院経済学研究科教授
土井 妙子	(どい たえこ)	金沢大学教育学部准教授
富樫 幸一	(とがし こういち)	岐阜大学地域科学部准教授
豊福 裕二	(とよふく ゆうじ)	三重大学人文学部准教授
畑 明郎	(はた あきお)	大阪市立大学大学院経営学研究科教授
波多野 憲男	(はたの のりお)	四日市大学環境情報学部教授
藤川 賢	(ふじかわ けん)	明治学院大学社会学部准教授
堀畑 まなみ	(ほりはた まなみ)	桜美林大学コア教育センター講師
宮入 興一	(みやいり こういち)	愛知大学大学院経済学研究科教授
宮本 憲一	(みやもと けんいち)	大阪市立大学名誉教授・元滋賀大学学長
森 裕之	(もり ひろゆき)	立命館大学政策科学部准教授
森田 優己	(もりた まさみ)	桜花学園大学人文学部教授
山下 英俊	(やました ひでとし)	一橋大学大学院経済学研究科講師
山田 明	(やまだ あきら)	名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授
除本 理史	(よけもと まさふみ)	東京経済大学経済学部准教授